

学校法人 静岡理工科大学 星陵高等学校同窓会 同窓会規約

第一章 総 則

第1条 本会は星陵高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の教育に協力し、その発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は事務局を星陵高等学校内に置く。

第二章 会員・組織

第4条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 正会員
星陵高等学校卒業生。
- (2) 特別会員
本校の職員及び旧職員。

第三章 事 業

第5条 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・互助を図る。
- (2) 母校の教育活動の援助。
- (3) 会報の発行。
- (4) その他必要と認める事項。

第四章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 7名（内1名は学校長）
- (4) 常任委員 8名（内1名は教頭）
- (5) 監事 2名
- (6) 校内監事 2名
- (7) 顧問 若干名

第7条

- (1) 会長・副会長・監事の選出は現任理事・常任委員により選考し理事会に提案する。
- (2) 理事・常任委員は選出された会長・副会長・監事により選出する。
- (3) (1),(2)は総会の承認を得る。

第8条

- (1) 会長は本会を代表し、会を統括し会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は重要な会務を立案・執行する。
- (4) 常任委員は本会の会務を処理する。
- (5) 監事は本会の経理を監査する。

第9条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第五章 会 議

第10条 会議は総会及び理事・常任委員会とする。

第11条 総会はこの会の最高決議機関で、会長がこれを招集し、毎年1回開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第12条 総会は次の事項を行う。

- (1) 会則の決定並びに変更。
- (2) 役員会で選出した会長・副会長の承認。
- (3) 予算・決算の承認。
- (4) 役員会の決定事項・処理事項の承認。
- (5) その他必要な事項。

第13条 理事会は次期総会までの代議機関で、会長はこれを招集する。理事会は会長・副会長で構成する。

第14条 理事会は次の事項を行う。

- (1) 総会提出案の決定。
- (2) その他必要な事項。

第15条 監事は会務処理について必要事項を討議する。

第16条 総会及び理事・常任委員会の議長には会長があたり、会長事故あるときは副会長が代行する。

第17条 総会及び理事・常任委員会の決議は出席者の過半数による。

第六章 会 計

第 18 条 本会の経費・会費・寄付金及びその他を以てこれに当てる。

第 19 条 正会員は母校卒業時に終身会費として、金 10,000 円を納めるものとする。

- 第 20 条 (1) 本会の出納は、会長の承認を得て行う。
- (2) 会長は、出納事務を学校長に委嘱することができる。
- (3) 校長は、予算執行の決裁にあたり、1 件決裁額が 500,000 円を超えるときは、事前に会長の承認を得なければならない。
- (4) 会計については、次の帳簿を備えるものとする。
- [1]会費受入簿
 - [2]支出伺及び出納簿
 - [3]その他必要な帳簿

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 その他

第 22 条 会員は住所並びに身分の移動を本会事務局に連絡するものとする。

附則

1. 本会は昭和 53 年 3 月 6 日より実施する。
2. この会則は平成 15 年 4 月 1 日から執行する。
3. この会則は平成 21 年 6 月 11 日から執行する。
4. この会則は平成 22 年 2 月 25 日から執行する。
5. この会則は平成 24 年 2 月 17 日から執行する。